

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日)
(当たの日)
(休日には、その
日と日)

目次

◇告示

保険医療機関の指定(二件)

土地改良区の設立の認可

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の認可

土地収用法による事業の認定

◇教委告示

教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第千十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第千十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目三八七	昭和四十八年十一月十五日
"	湖山町中道一、一二六の七	"
上山整形外科医院		十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
井崎医院	鳥取市岩倉一〇二	昭和四十八年十二月一日
北岡病院	吉方温泉町一丁目五六四	"
乾 医院	倉吉市明治町一、〇三一の五	一日
松本歯科医院	氣高郡鹿野町鹿野一、四〇五の一	"
鎌沢産婦人科医院	鳥取市上魚町四九	"
米子市熊党	一四二の七	"

田中医院	倉吉市上井町 二丁目九の二	十五日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋 七四九の三	"
岩木診療所	西伯郡名和町御来屋 一、〇一八	八日

鳥取県告示第千十七号

倉吉市下米積三二九番地坂本寿雄ほか十六人の者から設立認可申請のあつた久米土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千十八号

昭和四十八年十一月十三日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（伊勢崎地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十八年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間 昭和四十八年十二月十九日から二十日間
三 縦覧に供する場所 東伯町役場
四 異議の申出

鳥取県告示第千二十一号

昭和四十八年十一月二十一日付で泊村長から申請のあつた土地改良（浜山区農道整備事業とあわせて行う農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年十二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
泊村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十一号

赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（出上地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月十四

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
財団法人鳥取県福祉事業団
- 二 事業の種類
鳥取砂丘子どもの国附設児童遊園設置事業
- 三 起業地
1 土地
 - (一) 収用の部分
鳥取市浜坂字柳茶屋地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 4 立木
 - (一) 収用の部分

鳥取市浜坂字柳茶屋地内

(二) 使用の部分

なし

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
鳥取市役所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

一 日時 昭和四十八年十二月二十一日 午後一時

二 場所 鳥取市東町、鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十八年度末公立学校教職員人事異動方針について

(2) その他